在沖米海兵隊員による強盗殺人事件に対する意見書

１０月３日、那覇市内のホテルにおいて、市内在住の女性が殺害される極めて残忍な強盗殺人事件が発生し、翌４日、米軍普天間基地所属の米海兵隊上等兵が強盗殺人容疑で緊急逮捕された。

県民の尊い生命が奪われたことに、激しい怒りと痛恨の念を禁じ得ない。

平成２８年４月、うるま市において米軍属による女性殺害事件が発生し、また、平成３１年４月には、本町において米海軍兵による女性殺害事件が発生するなど、米軍関係者による凶悪な事件が相次ぎ、県民の生命と安全が脅かされてきた。

本町議会は、事件や事故が発生するたびに、綱紀粛正、実効性のある再発防止策及び日米地位協定の抜本的改定を強く求めてきた。日米両政府及び米軍も綱紀粛正や教育の徹底を掲げてきたが、再び尊い生命が奪われたことは、断じて許されるものではない。

在沖米四軍沖縄地域調整官は、１０月７日１２時から４８時間、在沖米軍全体で通常の運用を停止するとともに、基地外での自由行動に加え基地内外での飲酒行為を禁止し、その後３０日間は全隊員を対象に午前０時から午前５時までの外出禁止令等を発表した。しかし、重大事件が繰り返されている現状において、綱紀粛正や教育の徹底、一時的な行動制限だけに県民の安全を委ねることはできない。今回の事件を一過性のものとして終わらせることなく、米軍人・軍属による事件・事故を根絶するため、日米両政府の責任において、具体的かつ実効性のある対策を早急に講じることを強く求める。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、及び安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに事件の根絶に向けて、下記事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

1　被害女性の家族や関係者への謝罪と補償及びケアを日米両政府の責任において速やかに行うこと。ご遺族の意向を尊重し、プライバシーの保護と二次被害の防止を徹底すること。
2　被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
3　事件の原因を究明し、その結果を速やかに公表するとともに、事件の再発防止に向けた具体的かつ実効性のある対策を日米両政府の責任において早急に策定し公表すること。
4　日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
5　全ての在沖米軍基地を整理・縮小・撤去させること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年１０月１９日

沖縄県中頭郡北谷町議会議長　友利　勉

あて先

衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　外務大臣　防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣　外務省特命全権大使（沖縄担当）　沖縄防衛局長